

平成 29 年 5 月 22 日

各 位

神奈川県川崎市高津区坂戸 3-2-1  
オンコセラピー・サイエンス株式会社  
代表取締役社長 山本 和男  
(コード番号 4564 東証マザーズ)  
(問い合わせ先) 管理本部 高瀬 由美子  
電話番号 044-820-8251

資本金の額の減少ならびに取締役選任、定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月22日開催の取締役会において、以下のとおり、平成29年6月20日に開催を予定している第16回定時株主総会に、「資本金の額の減少の件」「取締役1名選任の件」「定款一部変更の件」を付議することについて決議しましたので、お知らせいたします。

## 記

### 1. 資本金の額の減少の件

#### (1) 資本金の額の減少の目的

本議案は、総合的な財務戦略の見地から、次のとおり、資本金の額の減少をお願いするものであります。

今回の資本金の額の減少により、今期以降の外形標準課税負担軽減などの税制上のメリットを享受し、資金の社外流出を抑えることができます。当社は法令遵守及び企業としての社会的責任を全うすることと同時に、株主価値の最大化にも努めることが重要だと考えております。

なお、資本金の額の減少は、貸借対照表における「純資産の部」の勘定科目間の振替処理であり、資本金の額の減少によって、発行済株式総数は減少しませんので株主の皆様の所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更が生じるものでもございません。

#### (2) 資本金の額の減少の要領

##### ①減少すべき資本金の額

当社の資本金の額9,135,118,715円のうち9,035,118,715円を減少して、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

##### ②資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数は変更せず、資本金の額のみを減少します。資本金の減少額は、全額その他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金の額の減少の日程 (予定)

- ① 取締役会決議日 平成29年5月22日
- ② 株主総会決議日 平成29年6月20日 (予定)
- ③ 債権者異議申述最終期日 平成29年8月30日 (予定)
- ④ 効力発生日 平成29年8月31日 (予定)

(4) 今後の見通し

本資本金の額の減少等により、外形標準課税の負担額が年約9千万円ほど軽くなるほか、その他税負担が軽減される見込みですが、具体的な金額は未定であります。

なお、上記の内容については、平成29年6月20日開催予定の当社定時株主総会において「資本金の額の減少の件」が承認可決されることを条件としております。

2. 取締役1名選任の件

(1) 候補者：森隆弘 (もりたかひろ) 昭和37年5月18日生

(2) 新任・再任の区分：新任

(3) 略歴

昭和62年6月 国立水戸病院外科心臓血管外科研修医/レジデント  
平成3年5月 東北大学医学部付属病院第二外科研究生  
平成4年4月 財団法人癌研究会癌研究所生化学部研究生  
平成7年9月 コロンビア大学医学部研究員(Dept. of Medical Oncology)  
平成11年7月 東北大学医学部付属病院外科医 (大学院研究生)  
平成11年8月 古川市立病院外科常勤医  
平成11年11月 東北大学医学部付属病院医員  
平成12年6月 東北大学医学部付属病院助手  
平成14年7月 山形県立新庄病院外科医長  
平成15年5月 東北大学高等教育開発推進センター助手  
平成18年4月 独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター外科常勤医  
平成18年4月 日本大学医学部講師 先端医学 癌分子遺伝学分野  
平成20年3月 東北大学大学院医学系研究科准教授  
平成25年5月 東北大学大学院医学系研究科教授  
平成29年4月 東北大学大学院医学系研究科医学部非常勤講師 (現任)  
平成29年4月 独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター外科非常勤医師 (現任)  
平成29年4月 当社入社Chief Medical Officer就任 (現任)

(4) 任期：平成31年3月期にかかる定時株主総会終結の時まで

### 3. 定款一部変更の件

#### (1) 理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、これらの取締役および監査役についても期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第22条第2項および第28条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第22条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### (2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000,000円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第22条 (現行通り)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000,000円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000,000円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役 of 責任免除)</p> <p>第28条 (現行通り)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000,000円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

#### (3) 日程：

定款変更のための株主総会開催日 平成29年6月20日

定款変更の効力発生日 平成29年6月20日

以上